

福祉タクシー利用料金等助成事業の見直しについて

1 見直しの背景

他都市の同様の制度と比較して助成額が少ないことや複数の障害があり移動に支障のある重度障害者が対象外となる場合があるなどの課題があり、これまで市民の皆様からも同様の意見や要望が寄せられています。また、令和5年2月に市議会で「精神障害者の社会的自立を促す各種助成制度の充実について」の陳情が採択されています。

2 見直しに向けた取組

各障害者団体、専門家、現行事業の利用者の皆様から意見をお聞きしながら検討を進め、「福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案」を作成しました。

- ・対象者アンケートの実施
- ・旭川市社会福祉審議会審査部会委員（医師）との意見交換会の実施
- ・旭川市障害者連絡協議会構成団体15団体との意見交換会の実施
- ・旭川市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会での審議

3 パブリックコメントの実施

福祉タクシー利用料金等助成事業の見直し案について、広く意見を求めるため、令和5年9月1日から10月2日までを期間とし、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントの結果、「対象者の拡充」や「タクシー乗車券の増額（14,400円→22,500円）」については、肯定的な意見が多く寄せられた一方、「共通券の廃止（タクシー乗車券又は自動車燃料給付券の選択制）」や「自動車燃料給付券の減額（14,400円→7,500円）」については、否定的な意見が多く寄せられました。

< 寄せられた主な意見【概要】 >

「肯定的」

- ・対象者が拡充されて良かった。
- ・タクシーの交付枚数（助成額）が増えるのは良い。

「否定的」

- ・今のまま共通券が良い。
- ・ガソリンの助成額が半分になるのは厳しい。

4 市議会民生常任委員会からの提言（令和5年12月13日）

見直し案について、次の内容の提言書が提出されました。

- ・改悪とならないよう適切な助成額とすること。
（自動車燃料給付券を選択した場合は、実質減額となるため）
- ・タクシー乗車券と自動車燃料給付券を共通券として利用できるようにすること。

5 パブリックコメント後の見直し案について

寄せられた意見や提言書の内容を踏まえ、見直し案（パブリックコメント）から更なる見直しを検討しています。

- ・自動車燃料給付券の助成額を増額
- ・チケットを選択制から共通券へ（※1）
- ・対象に経過措置の追加を検討（※2）

なお、見直しの経過については、別紙資料のとおりです。

（※1）タクシー乗車利用は1枚500円、自動車燃料給油は1枚350円として利用可能（利用の組合せ自由）

（※2）水道料金・下水道使用料の減免制度の対象世帯のうち、福祉タクシーの対象者に該当せず、見直し時に他の要件で引き続き減免を受けられない世帯